ノメリカ砂糖政策に関する一考察

―独占形成後の海外原料糖輸入と国内砂糖生産の調整をめぐって-

はじめに

永

野

子

記の論点にしぼって考察することにしたのは、以下の理○世紀前半のアメリカ砂糖(sugar)政策―関税制度(tariff system)と割当制度(quota system――アメリカ本土とハワイの生産割当並びにキューバやフィリピン等の対米輸出割当を規定した制度――)――の展開を考察の対米輸出割当を規定した制度――)――の展開を考察の対米輸出割当を規定した制度――)――の展開を考察の対米輸出割当を規定した制度――)――の展開を考察の対策が、独占形成後の一八九〇年代から第二次大戦勃発には、独占形成後の一八九〇年代から第二次大戦勃発には、独占では、独立というのは、以下の理を持続として、二本稿は、糖業独占資本の形成と発展を背景として、二本稿は、糖業独占資本の形成と発展を背景として、二本稿は、糖業独占資本の形成と発展を背景として、二本稿は、独立というのは、以下の理というには、独立というのでは、以下の理というには、対している。

(cane sugar industry——甘蔗栽培業と甘蔗を原料として直接消費糖を製造する工業——)・甘蔗糖業の調整を設定する、アメリカ本土の精製糖業(refined sugar industry—輸入粗糖を原料として直接消費糖(direct-consumption sugar)を製造する工業——)と、アメリカ本土の指製糖業(refined sugar industry—輸入粗糖を原料として直接消費糖(direct-consumption sugar)を製造する工業——)と、アメリカ本土の甜菜糖業(beet sugar industry——甜菜栽培業と甜菜を調料として直接消費糖を製造する工業——)・甘蔗糖業の調料として直接消費糖を製造する工業——)・甘蔗糖業の調整を開料として直接消費糖を製造する工業の一般によるものである。すなわち、二〇世紀前半のアメリ由によるものである。すなわち、二〇世紀前半のアメリ由によるものである。すなわち、二〇世紀前半のアメリ由によるものである。すなわち、二〇世紀前半のアメリ由によるものである。すなわち、二〇世紀前半のアメリ由によるものである。すなわち、二〇世紀前半のアメリ由によるものである。すなわち、二〇世紀前半のアメリ由によるものである。すなわち、二〇世紀前半のアメリ由によるものである。

230

したのである。
したのである。
したのである。
したのである。
したのである。
したのである。
したのである。
したのである。

することは、必ずしも意味をもち得なくなるのではあるすることは、必ずしも意味をもち得なくなるのではある。に精製糖業対甜菜糖業・甘蔗糖業の単純な図式を設定めに精製糖業対甜菜糖業・甘蔗糖業の単純な図式を設定が、その後甜菜糖業を基盤として成立した糖業独占資本ところが、精製糖業を基盤として成立した糖業独占資本ところが、精製糖業を基盤として成立した糖業独占資本ところが、精製糖業を基盤として成立した糖業独占資本ところが、精製糖業を基盤として成立した糖業独占資本ところが、精製糖業を基盤として成立した糖業独占資本ところが、精製糖業を基盤として成立した糖業独占資本と、アメリカ本土の精製糖業と甜菜糖業・甘一見することは、必ずしも意味をもち得なくなるのではあるすることは、必ずしも意味をもち得なくなるのではあるすることは、必ずしも意味をもち得なくなるのではあるすることは、必ずしも意味をもち得なくなるのではあるすることは、必ずしも意味をもち得なくなるのではある

たい。 (3)。 の下にいかなる市場構造が形成されたのかを明らかにしの下にいかなる市場構造が形成されたのかを明らかにしいます。

糖業独占資本の形成と発展

れねばならない。 アメリカ砂糖政策――関税制度と割当制度――との関連アメリカ砂糖政策――関税制度と割当制度――との関連アメリカ砂糖政策――関税制度と割当制度――との関連アメリカ砂糖政策――関税制度と割当制度――との関連アメリカ本土における糖業独占資本の形成と発展を、アメリカ本土における糖業独占資本の形成と発展を、

(一) 精製糖業の勃興

占形成後の砂糖政策を関税制度期と割当制度期に分けて

糖業独占資本の形成と発展を概観する。

第Ⅱ節では、独

本稿では、以上の問題意識のもとに、

みなかったのである。

していった。 このように、南北戦争後アメリカ糖業界の主導権は、ル 工、一八八七年にはそれが六八%に増加したのである。 (®) 精製糖業は一八七二年に輸入された原料糖の五九%を加 イジアナ州の甘蔗糖業から、 地域は東海岸、とくにニューヨーク市であった。同市の %を輸入に依存するようになった。主たる原料糖の加工 ところが一八七二年になると、アメリカは原料糖の九○ する本土の甘蔗糖生産地域の供給によるものであった。 三%が輸入され、残り三七%はルイジアナ州をはじめと らかであろう。南北戦争直前の五年間には原料糖の六 基盤とする精製糖業の比重の変化は、以下の数値から明 輸入する精製糖業者が増加したのである。一九世紀後半 五〇年代後半以降、東海岸では、キューバから原料糖を 本土の精製糖業に技術革新をもたらした。こうして一八 遠心分蜜機(centrifugal machine)の発明は、アメリカ 大打撃を受け、生産量が激減した。他方、一八五一年の おけるルイジアナ州を中心とする甘蔗糖業と東海岸を ところが南北戦争によってルイジアナ州の甘蔗糖業が 東海岸の精製糖業へと移行

> て一八八〇年代後半に、東海岸を中心として糖業独占資 結果、 本、通称「砂糖トラスト」が成立する基盤が確立してい 砂糖は全体の四一八%にとどまったからである。かくし(3) は全輸入量の四〇―五〇%を占めたのに対し、ハワイ産 を占めていた。一八八〇年代を通じて、キューバ産砂糖 ことになった。しかし、原料糖輸入量からみた東海岸と 岸のそれはもっぱらハワイからの原料糖輸入に依存する 西海岸の精製糖業の比重は、 るカリブ海地域を原料供給地としていたのに対し、西海 展する契機となったのは、一八七六年のハワイ・アメリ ってハワイ産砂糖の対米無関税輸出が規定された。この カ互恵条約(Reciprocity Treaty)である。同条約によ について一言する必要があろう。西海岸で精製糖業が発 ト」の成立を概観するまえに、西海岸の精製糖業の勃興 ここで東海岸の精製糖業を基盤とする「砂糖 東海岸の精製糖業は主としてキューバを中心とす 明らかに前者が圧倒的優位 ŀ ・ラス

したため競争が激化し、大手企業による弱小企業の吸収東海岸では一八七〇年代に独立の精製糖企業数が増加

くのである。

の成立

糖業独占資本

「砂糖トラスト

トラスト法」(Antitrust Act)

違法判決を受けた。この ヨーク州

の 一反

ところが一八九〇年に、同社はニュー

ため同社に代わって、翌一八九一年に、ニュージャージ

おいて「アメリカ精製糖会社」(American Sugar

州に

とする勢力であった。 この合併吸収運動で文字通り主導的役割を担ったのが、 たが、一八七〇年には逆に二七に減少したといわれる。 (空) (establishment) 数は一八六九年になると四九に増加し が進行していた。一八六〇年に三二であった事業所 H・O・ハベマイヤー (Henry O. Havemeyer) 炒中心

941

()

取った。(3)、資産評価に基づく額のトラスト証券を受け引き換えに、資産評価に基づく額のトラスト証券を受け ラデルフィアの有力精製糖業者を結束することに成功し、 低下、ストックの増大等に対処すべく、ボストン、フィ よる価格の低下、それによって引き起こされる収益率の ト」を結成した。同社設立にあたっては、「トラスティ(3) 糖会社」(Sugar Refining Co.)、すなわち「砂糖トラス 八八七年に東海岸の二一企業のうち一七企業で「精製 ハベマイヤーらは、一八八○年代後半の競争の激化に (trustee) 方式」が採用され、参加各企業は、株式と

> 会社は、 占するにいたった。(4) 保有トラストであった。同社は、設立直後、西海岸の有 の株式を引き渡し、一七企業の全資産を引き受ける資産 Refining (California Sugar Refining Co.) をも吸収し、これによ 力精製糖企業である「カリフォ ってアメリカ本土の精製糖業の砂糖生産量の九八%を独 旧精製糖会社のトラスト証券と引き換えに同社 <u>ر</u> د が設立されたのである。 ルニア精製糖会社」 アメリカ精製

し、「砂糖トラスト」が甜菜糖業の工業部門に対する進(エシ 「砂糖トラスト」 たった。 する進出は一九○一年に始まり、一九○七年には、 出を開始していた。「砂糖トラスト」の甜菜糖工場に メリカ本土では二〇世紀初頭から甜菜糖業が急速に発展 の活動領域を精製糖業に限定しなかったことである。 ミシガン州 全体の甜菜糖工場の生産可能量の七〇%を支配するにい % ここで指摘すべき重要な点は、「砂糖トラスト」 (三) 「砂糖トラスト」の甜菜糖業への進出 コロラド州南部 州別では、ユタ・アイダホ両州——一〇〇%、 南部——五二%、 参入の下で甜菜糖業が発展し、 ―四二%であった。このように カリフォルニア州 世紀転 本土 が 7

ところで、「砂糖トラスト」結成後二〇年余りを経過

である。 である。 である。

> 当制度期に分けて論じる。 の考察を踏まえて、アメリカ砂糖政策を関税制度期と割 占資本の形成と発展について概観した。 出の三点に焦点をあてて、アメリカ本土における糖業独 けるアメリカ精製糖会社の優位が確認されるのである。 スト」 |-会社が二工場を所有しており、少なくとも精製糖業にお うち、アメリカ精製糖会社が六工場、ナショナル精製糖 データを、筆者は得ることができない。しかしながら、 メリカ精製糖会社による他企業の株式保有比率に関する は大手甜菜糖企業であった)。その後一九三〇年代の(a) | 九三八年のアメリカ本土の精製糖工場総数二三工場の 以上、 精製糖業の勃興、糖業独占資本――「砂糖トラ ―の成立、「砂糖トラスト」の甜菜糖業への進 次節では、本節

独占形成後の砂糖政

関税制度から割当制度へ――

メリカ砂糖政策を考察する場合、(一)独占形成前の関年代後半に独占資本が成立した。したがって、本節でア発展をみたアメリカ本土の精製糖業において、一八八○前節で考察したように、一八五○年代後半から本格的

(このうちグレート

・ウェスタン社、ミシガン砂糖会社

税制度との相違を把握するためである。占形成前の関税制度を問題にするのは、独占形成後の関以後の割当制度、を取り上げる必要があろう。ここで独税制度、(二) 独占形成後の関税制度、(三) 一九三四年

(一) 独占形成前の関税制度

sugar)に対しては高関税が賦課され、 二年からは原料糖と精製糖別に、さらに一八六一年から sugar)、「その他」等の別に輸入関税が課され、一八四 二年までは、「黒砂糖」(brown sugar)、「棒砂糖」(loaf 年のことである。この時期の砂糖輸入関税は、アメリカ は低関税、 額が修正された)。一般に、精製に必要な原料糖に対して(※) れるようになった(以後一八六二、六四、七○年に課税 D・S・)に基づいて、糖質別に課税額に格差が設けら はオランダ式含糖度測定方式 (Dutch standard, 略称 収入を目的とするものであった。一七八九年から一八四(2) 本土の精製糖業の保護というよりは、むしろ政府の財政 八九年、独立革命を経て同国で初代大統領が選出された アメリカで砂糖輸入関税が初めて賦課されたのは一七 直接消費糖として使用される精製糖(refined この時期の関税

> たのは、 場合、課税額は一ポンド当り一・四セント 加算される)にとどまったのである。(24) D・S・一三号以下で糖度 (polarization) 七五以 S・一○―一三号の場合一ポンド当り二・七五セントで D・S・七─一○号の場合一ポンド当り二セント、 ことがわかる。一八七○年の関税法では、D・S・七号 rill Tariff Act) を比較すると、課税額の相違が顕著な とするものから精製糖業を保護するものへと変化し始め 七五以上の場合、これに一ポンド当り〇・〇四セントが あった。これに対し一八八三年のモリル関税法では、 以下の場合、課税額は重量一ポンド当り一・七五セント 一八七○年の関税法と一八八三年のモリル関税法(Mo-ハワイ・アメリカ互恵条約(前述)のことである。事実 しかしながら、砂糖輸入関税が政府の財政収入を目的 ハワイ産砂糖の対米無関税輸出が規定された、 (但し、 下の Þ

(二) 独占形成後の関税制度

同関税法では、本土の甜菜・甘蔗糖業の工業部門に対しキンレー関税法(McKinley Tariff Act)がこれである。経済的利益を明確に擁護する関税法が設立された。マッー八九○年になると、精製糖業の原料糖獲得に対する

制度に精製糖業保護の色彩が全くなかったわけではない。

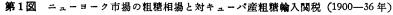
S・一六号以上の輸入粗糖に対しては一ポンド当り一・ をが廃止される一方、D・S・一六号以下の粗糖輸入が無関規定される一方、D・S・一六号以下の粗糖輸入が無関 無関税としたマッキンレー関税法は、はやくも一八九四年にウィルソン関税法(Wilson Tariff Act)によって修 年のディングレー関税法では、甜菜・甘蔗糖業に対する補助 金が廃止される一方、D・S・一六号以下の輸入粗糖に 対して四〇%の従価税が賦課された。さらに、一八九七年のディングレー関税法(Dingley Tariff Act)では従 年のディングレー関税法(Dingley Tariff Act)では従 年のディングレー関税法(Dingley Tariff Act)では従 年のディングレー関税法(Dingley Tariff Act)では従 がしーポンド当り〇・九五セント、精製糖およびD・ 対し一ポンド当り〇・九五セント、精製糖およびD・ 対し一ポンド当り〇・九五セント、精製糖およびD・

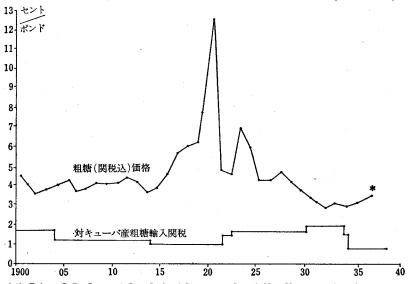
一・三四八セントとなった。他方、ハワイは一八九八年別カ互恵条約(Reciprocity Treaty)によって、キューバについてみると、一九〇三年のキューバ・アメリカ互恵条約(Reciprocity Treaty)によって、キューの産の関税削減措置が与えられたため、たったのである。

限規定も同年撤廃され、ここにおいて、(32) された。また、フィリピン産砂糖に対する無関税輸出制六)輸入関税は一ポンド当り一・〇〇四八セントに低減六)輸入関税は一ポンド当り一・〇〇四八セントに低減 を行なったので、この結果、対キューバ産粗糖 Tariff Act) は、 地域を原料糖供給地域とする「砂糖トラスト」に有利な ダーウッド・サイモンズ 関税法 (Underwood-Simmons 糖の無関税輸出が認められた。さらに一九一三年のアン(※) (Payne-Aldrich Tariff Act) によって量的制限付で 対しても一九〇九年のペイン・オ にアメリカに併合されており、プエルト・リコ 年から砂糖の無関税輸出が規定された。フィリピンに(3) 輸入砂糖全般に対し二五%の関税削 ルド キューバや島嶼 リッチ関税法 は一九〇 (糖度九

()

関税制度が確立したのである。





出所 Dalton J. E., Sugar: A Case Study of Government Control, New York, MacMillan Co., 1937, p. 29.

九二九年の大恐慌以後に低落が顕著となった。 したが、一九二〇年代後半に下落し始め、とくに一 引き上げられた。その後、

糖価はやや安定を取り戻

六)輸入関税が一ポンド当り一・七六四八セントに

1936年の粗糖価格は6カ月平均。他年度はすべて年平均値。

よって対一般外国産粗糖 (Hawley-Smoot Tariff のため、一九三〇年にホー

(糖度七五)輪入関税は一

Act)

が

定され、これ

K

イ・スムー 制

ŀ

- 関税

ح

二九年の大恐慌以後きわめて深刻な問題を投げか 甘蔗糖業保護を目的として砂糖の輸入関税が引き上 ポンド当り一・七一二五セント、対キュ (糖度九五)輸入関税は二セントとなったのである。(※) しかしながら、一 大恐慌後糖価下落が顕著となり、本土の甜菜・ 九二〇年代の高関税政策は一九 ーバ産粗糖

トの関税が課せられた。続いて、一九二二年のフ ードニィ・マッカンバー関税法(Fordney-McCum-(糖度九六) に対しては一ポンド当り一・六〇 た。 一・一六セントの関税が賦課され、 般外国産粗糖(糖度七五)に対し一ポンド当 Tariff Act) では、 高関税政策期の幕明けである。 対 ハキュー バ産粗糖 丰 同関税法では、 2 ーバ 産粗 (糖度九 乜

34

XI

第1表 砂糖割当の実態(1934-41年)

(単位: 1000 ショート・トン(1), カッコ内%)

	1934 ⁽²⁾		1937		1941
アメリカ本土産甜菜糖	1,450	(22.5)	_	(23.2)	2,230 (24.8)
アメリカ本土産甘蔗糖 ⁽³⁾	260	(4.0)	-	(6.3)	445 ⁽⁴⁾ (4.9)
ハ ワ イ	935	(14.5)	-	(14.0)	994 ⁽⁸⁾ (11.0)
プエルト・リコ	821	(12.7)	_	(11.9)	1,148 (12.8)
フィリピン	1,037	(16.1)	—	(15.4)	983 ⁽⁶⁾ (10.9)
キューパ	1,944	(30.1)	l . —	(28.6)	2,750 (30.6)
ヴァージン諸島	5	(0.1)	–	(0.1)	13 (0.1)
その他	_	· —		(0.4)	440 (4.9)
合 計	6,452	(100.0)	_	(100.0)	9,003 (100.0)

出所 1934年—Dalton, J. E., Sugar: A Case Study of Government Control, New York, MacMillan Co., 1937, pp. 102, 107; 1937年—Turner, J. T., Marketing of Sugar, Homewood, Ill., Richard D. Irwin, 1935, p. 85; 1941年—A Handbook of the Sugar and Other Industries in the Philippines, Manila, Sugar News Press, 1953, p. 134

注(1) 粗糖換算。

()

- (2) 同年2月8日大統領が下院に提出した割当原案。同年議会で承認された割当量は、総量645万2000ショート・トン,アメリカ本土産甜菜糖155万2000ショート・トン,甘蔗糖26万ショート・トン,その他の地域・諸国への割当量は、全体で、原案よりも10万ショート・トン減少した。
- (3) 原表では、ルイジアナ州・フロリダ州と記入。
- (4) 割当量56万6000ショート・トンから、キューバと「国内」(本土の他、ハワイ、ブェルト・リコ、ヴァージン諸島) に再割当された12万1000ショート・トンを差し引いた数値。
- (5) 割当量 126万 4000 ショート・トンからキューバと「国内」に再割当された 27 万シュート・トンを 差し引いた数値。
- (6) 割当量 138万 7000 ショート・トンからキューパ以外の諸外国に再割当された40万 5000 ショート・トンを差し引いた数値。

うして えることは必至であっ ciprocity 対 ら 対 (Executive したのである。 (33) 本土 置は、 れた。 メリ は キ 税削減率が四 来二〇%であった対 ポ ポ の下で、 からである Ś キ 般外国 ンド ンド n の甜菜・甘蔗糖業に対 1. キ 1 カ砂 た結 ポ 当り 従 バ さらに同年の相互貿易協定 当 バ Trade Agreement) 糖業救済の ンド ŋ 産粗 [産粗糖 来高関税政策下に保護され 1 糖 Proclamation) バ • 九三四年に 市場へ 一·二八四三七五 (次節で詳 産粗糖 [O%に 当り○・九セントまで低 糖 述)、 五. (糖度九六) (糖度七五) セ の た。 ための 引き上げられ + ントにまで引き下げ 参 (糖度九六) 、大り キ 述)。 2 э. ここにおいて、 1 統 が が 1 し大打撃を与 ح バ に基づい 領 バ 発 れら一 困 産砂糖輸 輸入関税 輸入関税 セ ŝ 行 産 令 難 とト 輸入関 ౽ 政 し ځ 砂 てき れ 布 連 た 糖 な て

引有引援は、「一は三日三少唐法」(Gurar Act of まり、代わって割当制度が導入されたのである。持されてきた、関税制度を基軸とする砂糖政策は行き詰独占形成後の一八九○年代から四○年余りにわたって維

:41

4)

54

割当制度は、「一九三四年砂糖法」(Sugar Act of 1934)、通称ジョーンズ・コスティガン法(Jones-Costigan Act) によって規定された。同法は、アメリカ本土の砂糖消費量を年間六四五・二万ショート・トン)を本土の甜菜・甘蔗糖業に割り当て、残余分を一九二五年から三三年までの九年間のうち「最も代表的な三カ年」(the 3 most representative years)の対米輸出量を基礎として本土外の供給国・供給地域に配分したものである。(第1表)。

ハワイ、プエルト・リコ、ヴァージン諸島)に対し五一九三七年に改正され、これは一九四二―四四年まで中断――は、割当比率を示したもので、「国内」(本土の他、一一但し、第二次大戦のため一九四二―四四年まで中断と された。この「一九三七年砂糖法」(Sugar Act of 1937)とのように絶対割当量を規定した一九三四年砂糖法は、このように絶対割当量を規定した一九三四年砂糖法は、

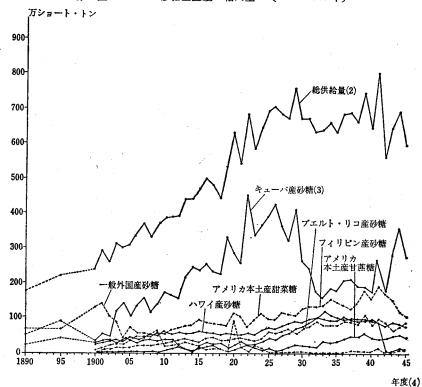
当分布が定着したのである。
一九四二年までに、第一表に示される各国・各地域の割次大戦の勃発によって割当制度の施行が一時中断されたに対し四四・四一%が割り当てられた。かくして、第二五・五九%、「国外」(キューバ、フィリピン、その他)

市場の構造変化を把握する。糖政策の考察を踏まえて、二〇世紀前半のアメリカ砂糖当制度を概観した。次節では、本節におけるアメリカ砂独占形成後から第二次大戦勃発直後までの関税制度と割い上、独占形成前の関税制度をも射程に入れながら、

アメリカ砂糖市場の構造変化

(四) 一九三四─四─/四二年──一九二九年の大恐慌
 一九二一─三/三四年──精製糖業に有利な関税率が維持された、低関税政策期、(三) 一九二二一三三/三四年──精製糖業に有利な関税率が設定された時期、(二) 一九一三──精製糖業に有利な関税率が設定の利益に見合う形で関税率が修正された、低関税政策期、(三) 常に有利な関税率が維持された、低関税政策期、(三) が節で示したように、アメリカ政府の砂糖政策は四つ的節で示したように、アメリカ政府の砂糖政策は四つの時期に区分してよりに、アメリカ政府の砂糖政策は四つの時期で示したように、アメリカ政府の砂糖政策は四つの時期に区分しています。

第2図 アメリカ砂糖生産量・輸入量(1) (1890-1945年)



出所 1890—95年; Sugar Reference Book and Directory, 1936, n. p. 1936, p. 49; 1900—45年; Turner, J. T., Marketing of Sugar, Homewood, Ill., Richard. D. Irwin, 1955, Appendix.

- 注(1) 粗糖換算。
 - (2) ヴァージン諸島を含む。同諸島の各年の輸出量は1万ショート・トン前後なので,本図には示さない。
 - (3) 1942—45 年に再輸出用として輸入された 14—45 万ショート・トンを除く。
 - (4) 年度: 1890-1918 年は会計年度, 1919-45 年は暦年による。但し、アメリカ本土産甜菜糖・甘蔗糖の場合, 1900-30 年は作物年度による。

したい。以下、第2図にしたがって考察する。 市揚の変化にいかなる形で反映していたのかを明らかに によって高関税政策が破綻し、割当制度が導入された時 節では、この四つの時期の砂糖政策の展開 が砂糖

4

cal

4)

(一) 一八九〇—一九一二/一三年

ぞれの 砂糖供給量の順調な増加である。本土の生産量とキュー では一八九〇―九九年の甜菜糖・甘蔗糖の供給量統計が 量 に一九一二年には三九三万ショー 供給量は、一八九〇年に一七一万ショ バ・島嶼地域・その他諸外国からの輸入量を含めた砂糖 分離されていないので、この間の供給総量に対するそれ たが、一九〇〇年には二四一万ショ <u>ك</u> ______ 間の増加率は二・三倍 独占形成後約二〇年間の砂糖市場の特徴は、 四%を占めるにすぎなかったのに対し、甘蔗糖は一 ついてみると、 産砂糖の輸入が増加したのに対し、 第二に指摘すべき特徴は、 般外国産砂糖輸入が激減したことである。 比率は不明である。 九〇〇年に甜菜糖は供給総量のわず (年平均○・一倍) に達した。 したがって一九〇〇一一三年 本土の甜菜糖生産とキュー ١ ・トンに増加し、こ 1 本土の甘蔗糖生産 1 ト・トンであっ トンに、さら 第一に、 第 2 図

> は一四一一九%に達したのである。 率が四―一〇%に低下したのに対し、 るようになった。一九一〇—一三年には甘蔗糖の供給比 糖の供給総量に占める比率は、 三%を占めていた。ところが、一九〇五—一〇年に 甘蔗糖の供給比率を超え 甜菜糖の供給比率

化することはなかった。 後輸入量は順調に増加し、一九〇六—一二年に供給比率 その供給比率は二〇%を下回った。しかし一九〇三年以 米西戦争の影響を受けてキューバ産砂糖輸入量は激減し それを凌駕するものであった。キュー に対して、島嶼地域の供給比率は、この時期に大幅に変 は一九○八一○九年を除いて四○%を超えていた。これ 五年には四二%であった。 めており、その供給比率は一八九〇年に三〇%、一八九 に一九世紀後半からアメリカ砂糖市場で重要な位置を占 他方、 牛 ューバ産砂糖の供給比率の その後、一九〇〇一〇二年に 増加は、 バ産砂糖は、すで 甜菜糖

一九○○年初頭に三○―五○%以上に達していた。 かのごとく輸入量が激減していったのが、一般外国産砂 般外国 産砂糖の供給比率は一八九○年から しか

ところで、キューバ産砂糖輸入量

の

増加と反比例

ずる

糖である。

を消すことになるのである。六%にまで落ち込み、以後アメリカ砂糖市場からほぼ姿し、その後比率が低下し、一九一〇年代初頭には四―

(二) 一九一三—二〇/二一年

万ショート・トンに増加しており、増加率は一・四倍
 一二○年の供給量は四三八万ショート・トンから六三四りも加速度的に増加したことが明らかである。一九一三りも加速度的に増加したことが明らかである。一九一三りも加速度的に増加したことが明らかである。
 一二○年の供給量は四三八万ショート・トンから六三四十二○年の供給量は四三八万ショート・トンは関係であるが、された市場構造がほぼそのまま維持されたのであるが、された市場構造がほぼその時期には、一九一○年代初頭に形成策が展開されたこの時期には、一九一○年代初頭に形成策が展開されたこの時期には、一九一○年代初頭に形成である。

甜菜糖一七─一八%、ハワイ産砂糖一○─一四%、プエー二/一三年に見られたような大幅な変動はない。本土産ることができる。その他の供給比率が五○─六○%台に達するようになったことを、この時期の変化として把握することができる。その他の供給比率が五○─六○%台に達ることができる。その他の供給比率には、一八九○─一九一二/一三年に見られたような大幅な変動はない。本土一二/一三年に見られたような大幅な変動はない。本土

(年平均○・二倍)であった。

この時期には供給量・輸出量が大幅に増加することはな四%であり、島嶼地域は無関税輸出の恩恵を受けつつもルト・リコ産砂糖 六―一〇%、フィリピン 産砂糖 一―

(三) 一九二二—三三/三四年

かったのである。

比率は一九一〇年代とほぼ同様であったが、一九二九年たこと、第二に、一九二〇年代には各国・各地域の供給二つの時期とは異なり、供給量がほとんど変化しなかっ税政策期の市場構造の特徴は、第一に、すでに考察した税 第一次大戦後の糖価下落を契機として開始された高関

下落し、関税が大幅に引き上げられたのである。年を除いて六○○―七○○万ショート・トン台を上下し、年を除いて六○○―七○○万ショート・トン台を上下し、年を除いて六○○―七○○万ショート・トン台を上下し、

土並びに島嶼地域の供給比率が急増したことである。の大恐慌後にキューバの供給比率が激減し、代わって本

産砂糖であった。キューバ産砂糖の供給比率は、一九二関税引き上げの影響をまともに受けたのが、キューバ

三三年には二五─三○%へと低下した。 九三○─三一年にその比率は三五─四○%、一九三二─一─二九年まで四五─六○%の間を上下していたが、一 زبا

: 🐗

4)

た恐慌以後供給比率を増加させたのである。本土産甜菜大恐慌以後供給比率を増加させたのである。本土産甜菜大恐慌以後供給比率は一○%台から二○%台へ、甘蔗糖の供給比率は一一五%から一五%前後へ、プエルト・リコ産砂糖の供給比率は五一一○%から一○一二フィリピン産砂糖の供給比率は五一一○%から一○一二フィリピン産砂糖の供給比率は五一一○%から一○一二と島嶼地域からの供給比率は五一一○%から一○一二と島嶼地域からの供給増加と表裏一体の関係にあった(88)

(四) 一九三四—四一/四二年

○○万ショート・トン台に達し、一九四二年には五○○なかった。供給総量は一九三九・四一両年に七○○一八なかった。供給総量は一九三九・四一両年に七○○一八なかった。供給総量は制限が設けられたので、この時期には 一九三四―四一/四二年には割当制度によって各国・

は六○○万ショート・トン台で安定していた。万ショート・トン台に落ち込んだものの、その他の年で

供給比率分布をみると、本土産甜菜糖が一八→三〇% 世紀であった。この時期のキューバ産砂糖が出五→三 五%であった。この時期のキューバ産砂糖が二五→三 大心にかけての供給比率五○→六○%にははるか及ばない。しかしながら、キューバ産砂糖がアメリカ砂糖市場で最も重要な役割を担った、一九一○年代後半から二 ない。しかしながら、キューバ産砂糖がアメリカ砂糖市場で最も重要な役割を担った、一九一○年代後半から二 ない。しかしながら、キューバ産砂糖がアメリカ砂糖市場であるから、大恐慌後のアメリカ砂糖市場におけるキューバ産砂糖の後退は、この時点で阻止されたとみることができる。

拡大を続けたが、一九二○年代から一九四○年代初頭にアメリカ砂糖市場は一八九○年代から一九一○年代まで果明らかになったことは、以下のとおりである。(一)頭に置きながら、四つの時期に区分して論じた。この結頭に置きながら、四つの時期に区分して論じた。この結りと、独占形成後から第二次大戦勃発直後までのアメ以上、独占形成後から第二次大戦勃発直後までのアメ

抗関係激化がもたらしたものと確定される。 抗関係激化がもたらしたものと確定される。 抗関係激化がもたらしたものと確定される。 が確立した一九一〇年代初頭以後、一九二九年の大恐慌 が確立した一九一〇年代初頭以後、一九二九年の大恐慌 が確立した一九一〇年代初頭以後、一九二九年の大恐慌 が確立した一九一〇年代初頭以後、一九二九年の大恐慌 が確立した一九一〇年代初頭以後、一九二九年の大恐慌 が確立した一九一〇年代初頭以後、一九二九年の大恐慌 が確立した一九一〇年代初頭以後、一九二九年の大恐慌 が確立した一九一〇年代初頭以後、一九二九年の大恐慌

ひすび

考えられる。

らう。 ○世紀前半のアメリカ砂糖政策――関税制度と割当制度○世紀前半のアメリカ砂糖政策――関税制度と割当制度本稿は、糖業独占資本の形成と発展を背景として、二

> 会社、 独占資本を基軸とする本土の糖業構造の維持にあったと バからの輸入との均衡を回復したアメリカ政府の意図は 度を導入し、本土の生産・島嶼地域からの輸入とキュー が大幅に減少した時、従来の関税制度に代わって割当制 下落・輸入関税引き上げによってキューバの対米輸出量 ぼしていた事実があった。一九二九年の大恐慌後の糖価 が、精製糖業・甜菜糖業の双方に対し支配的影響力を及 業との経済的利益を調節することをその基本的方針とし てきた。こうした政策展開の背景には、アメリカ精製糖 糖輸入に依存する精製糖業と、本土の甜菜糖業・甘蔗糖 では割当制度によって、キューバと島嶼地域からの原料 四 年までは関税制度によって、 アメリカ政府の砂糖政策は、 通称「砂糖トラスト」に代表される糖業独占資本 一八九〇年代から一九三 一九三四年から四二年ま

のではあるまいか。ただし、本稿における限られた考察立した糖業独占資本の経済的利害の擁護を意図していたの対立拮抗の枠を超えて、基本的には、世紀転換期に成転換は、本土の糖業における工業的利害と農業的利害としたがって、大恐慌を契機とするアメリカ砂糖政策の

はほぼ飽和状態に達した。(二) 独占形成後の砂糖 政策

要と思われる一つの視座を提示したまでである。 でもない。ここでは、アメリカ砂糖政策の分析に際し重 してから最終的に確定すべきものであることは、いうま から導かれたこの結論は、本土の甜菜糖業・甘蔗糖業に おける農業部門 (甜菜・甘蔗栽培業)の役割を十分検討

7)

×

4

(1) 本稿では、「砂糖」(sugar)なる用語を、後述の「精 用いる。 raw sugar—精製糖を製造するための原料)の総称として sugar—として用いられる)と「原料糖」(別称、粗糖— 製糖」(refined sugar-直接消費糖 direct-consumption

(2) 一八九八年の米西戦争を契機として本土に併合された

- (3) アメリカ砂糖政策史を手際よくまとめた著作に、Dal-られた。 ハワイ、植民地となったプエルト・リコ、フィリピンをさ ton, J. E., Sugar: A Case Study of Government Con-す。さらに一九一七年から、これにヴァージン諸島が加え 土の糖業独占資本との関連で砂糖政策を扱う視点に欠けて trol, New York, MacMillan Co., 1937 がある。 但し、本
- (4) アメリカ精製糖業史を「砂糖トラスト」の成立と発展 gence of Oligopoly: Sugar Refining as a Case Study を基軸として論じた研究に、Eichner, A. S., The Emer. Baltimore and London, Johns Hopkins Press, 1969

経大論集』(第一二九号、一九七九年五月)、四一一六七八 『大阪経大論集』(第一二五号、一九七八年九月)、九三一 がある。 ージをも参照。 一二一ページ、同「アメリカ砂糖トラストの展開」『大阪 なお、谷口明丈「アメリカ砂糖トラストの成立」

- (5) Eichner, op. cit., pp. 26-27
- (6) アメリカ甘蔗糖業史については Sitterson, J. C., Sug ar Country: The Cane Sugar Industry in 1953 を参照。 1753-1950, Lexington, University of Kentuckey Press the South
- (~) Eichner, op. cit., p. 35.
- (∞) *Ibid.*, pp. 42–43
- (๑) Dalton, op. cit., pp. 21-22
- (2) Rutter, F. R., International Sugar Situation: Origin of the Sugar Problem and Its Present Aspest under the Brussels Convention, Washington, Government Print

ing Office, 1904, p. 90

- (日) Eichner, op. cit., p. 43. 点版, Deerr, N., The History of Sugar, London, Chapman and Hall, 1950, Vol 八〇、一九三七年)が示されている。 2, p. 462 には、全米の精製糖工場数(一八六〇、七〇、
- Eichner, op. cit., pp. 50-92.

12

- 谷口「アメリカ砂糖トラストの成立」一一五ページ。
- Jones, E., The Trust Problem in the United States,

- New Aork', MacWillau Co., 1951, bp. 95-95. 小原数士『アメリカ独占資本主義の形成』岩波書店 一九五三年
- (2) U. S. Tariff Commission, Sugar: Report to the President of the United States, Report No. 73, Second Series, Washington, Government Printing Office, 1934, pp. 139, 144; The World Sugar Economy: Structure and Politics, London, International Sugar Council, 1963, Vol., 2, pp. 14-15.
- (4) Eichner, op. cit., pp. 229-263.
- (17) "The United States Sugar Industry," Sugar Reference Book and Directory, 1936, n. p., 1936, p. 48; Turner, J. T., Marketing of Sugar, Homewood, III., Richard D. Irwins, 1955, Table 25. 本稿第2図をもみよ。但し、同図の砂糖供給総量は本土の砂糖消費量と再輸出量をも含む。
- (\(\mathbb{A}\)) Eichner, op. cit., pp. 307-308
- (9) Ibid., pp. 324-325.
- (2) Laidler, H. W., Concentration of Control in American Industry, New York, Thomas Y. Crowell Co., 1931, p. 217.
- (전) "United States Beet Sugar Factories," Sugar Reference Book and Directory, 1936, pp. 52-59.
- (2) Turner, op. cit., p. 63; Dalton, op. cit., p. 20.

- (A) "United States Sugar Tariffs, 1789–1935," Sugar Reference Book and Directory, 1935, n.p., 1935, p. 128.
- (%) Blakey, R. G., "The United States Beet-Sugar Industry and the Tariff," Studies in History, Economics and Public Law, Vol. 67, No. 2, 1912, pp. 35-36, Turner, op. cii., p. 64.
- (%) Blakey, op. cit., pp. 37-38; "United States Sugar Tariffs, 1789-1935," op. cit., p. 128.
- (A) Timoshenko, V. P., and Swerling, B. C., The World's Sugar: Progress and Policy, Stanford, Stanford University Press, 1957, p. 158.
- (\(\mathbb{O}\)) Ibid.; Dalton, op. cit., p. 32.
- (2) Abelarde, P. E., American Tariff Policy towards the Philippines, 1896–1946, New York, King's Crown Press, 1947, pp. 108–109. 石崎昭彦「アメリカ帝国主義にかんする一考察――アメリカの対フィリピン経済政策の分析」『社会科学の基本問題』上巻、東京大学社会科学研究所 一九六三年 三七三―三七四ページ。
- (3) "United States Sugar Tariffs, 1789–1935," op. cit.
 p. 128.
- (2) Abelarde, op. cit., p. 115. 石崎 前掲論文 三七四(31) Abelarde, op. cit., p. 115. 石崎 前掲論文 三七四
- 以上の記述は、Timoshenko and Swerling, op. cit.,

- op. cit., p. 128. に拠る。 pp. 58-67; "United States Sugar Tariffs, 1789-1935," p. 158; Turner, op. cit., pp. 69-70; Dalton, op. cit.,
- (33) 以上の記述は、Dalton, op. cit., pp. 251-253.
- (A) Bernhardt, J., The Sugar Industry and the Federal (35) 本稿ではとくに断わりのない限り、砂糖重量は粗糖換 ington, Sugar Statistics Service, 1948, pp. 161-176. Government: A Thirty Year Record (1917-47), Wash-
- (%) Dalton, op. cit., p. 107.
- (A) Bernhardt, op. cit., pp. 202-208.

(38) 二〇世紀前半のキューバ糖業史をアメリカの対キュー national Investments, Washington, Brookings Institution. 七三ページ。 リカ帝国主義史論』東京大学出版会 一九五九年 二一― 1938, pp. 264-279. 楊井克己「第一章 キューバ」『アメ (1st ed., 1928); Lewis, C., America's Stake in Inter-New York, Arno Press and the New York Times, 1970 Jenks, L. H., Our Cuban Colony; A Study in Sugar バ進出との関連で扱った主な研究は、以下の三点である。

12

(名古屋商科大学産業研究所研究員)